

**令和7年度結婚支援コンシェルジュ事業業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 委託事業の概要**

(1) 事業名

令和7年度結婚支援コンシェルジュ事業業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度結婚支援コンシェルジュ事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 委託に係る予算上限額

金3,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

- ・この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定する。
  - ・本プロポーザルは、富山県令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務であるため、富山県議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。
- なお、契約しなかった場合においても、プロポーザル参加事業者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む)、提供した知見の対価等については一切補償しない。

**2 趣旨**

結婚支援業務に関する専門的な知見を持つ者を結婚支援コンシェルジュとして配置し、県内の市町村、市町村結婚支援センター、企業及び地域団体等の結婚支援事業への助言、支援による取組みの向上を図るとともに、相互の連携を促進し、県全体としての結婚支援体制を強化するもの。

**3 参加資格**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たす法人若しくは団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等で構成する共同企業体とする。

(1) 単独法人等

- ① 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- ② 富山県庁又はオンラインで行う打合せ等に常時参加できる体制をとれる者であること。
- ③ このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- ⑦ 提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人等又は個人に該当しない者であること。

(2) 共同企業体

- ① 各構成員が（1）①から⑧に掲げる全ての項目を満たしている者であること。
- ② 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ③ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
- ④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独法人等又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ⑤ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は本事業の委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置	コ 解散後の瑕疵担保責任	
サ 取引金融機関	シ その他必要な事項	

4 参加手続

(1) プロポーザルへの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書」（様式1）及び「会社概要」（様式2）を3月10日（月）17時までに電子メールにより送付すること。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式3）により電子メールにて3月10日（月）17時まで受け付ける（質問への回答は、原則、すべての参加者に周知する）。

(3) その他

- ① 申込書の提出先は「10 問合せ先」に同じ。
- ② 電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をすること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

下記の書類（A4版）を、電子メールで提出すること。

① 企画提案書（任意様式）

別紙「仕様書」を参照のうえ、提案すること。

業務内容ごとに、企画の意図、手法、イメージ、スケジュールなどの提案内容がわかるようにすること。

- ② 経費見積書（任意様式）  
別紙「仕様書」5（1）委託費の内容の費目ごとに、積算が分かるように記載すること。
  - ③ 業務実施体制（任意様式）  
責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制について記載すること。
  - ④ 会社概要（パンフレット等）
- (2) 提出期限  
3月24日（月）17時（必着）
- (3) 提出場所及び提出方法
- ① 提出先 「10 問合せ先」に同じ
  - ② 提出方法 電子メール  
E-Mail: [ahatarakikata@pref.toyama.lg.jp](mailto:ahatarakikata@pref.toyama.lg.jp)  
※電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をすること。

## 6 審査方法

企画提案書を用いたプレゼンテーションによる審査により決定する。

### (1) 審査（プレゼンテーション）

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- ① 日 時 3月27日（木）15時30分～（予定） ※具体的な時間は後日個別に連絡
- ② 会 場 富山県庁会議室（予定）※状況によってはオンライン開催の可能性あり
- ③ 進め方 ・持ち時間：1者あたり20分程度（説明15分、質疑応答5分）  
・出席者：1者あたり3名まで  
・説明方法：企画提案書を使用して説明

※県に提出された企画提案書を紙及び電子データで審査員に配布する。プロジェクター及びスクリーンは用意しない。

### (2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

### (3) 審査結果

審査結果は、プロポーザル参加者に直接通知するとともに、以下の事項については、県ホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

- ・プロポーザル全参加者の名称
- ・選定した契約候補者の名称
- ・プロポーザル全参加者の得点一覧

（ただし、どの参加者の得点か特定できないような表記とする）

## 7 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった後は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、別途業務委託契約書を締結するものとする。

なお、委託業務に伴って発生した著作権は、すべて県に帰属するものとする。

## 8 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (2) 参加申し込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、3月17日(月)17時までに辞退届(任意様式)を提出すること。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
  - ・所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
  - ・本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 9 今後のスケジュール

公募開始	2月28日(金) ホームページに実施要領を掲載
プロポーザル参加申込締切	3月10日(月) 17時
プロポーザルに関する質問書締切	同上
辞退届提出締切	3月17日(月) 17時
プロポーザル企画提案書提出締切	3月24日(月) 17時
審査(プレゼンテーション)	3月27日(木) 15時30分～(予定)
審査結果通知	3月下旬
契約締結	4月上旬以降

## 10 問合せ先

富山県 知事政策局 働き方改革・女性活躍推進室 少子化対策・働き方改革推進課 少子化対策担当

TEL : 076-444-2174 / FAX : 076-444-3479

E-Mail : [ahatarakikata@pref.toyama.lg.jp](mailto:ahatarakikata@pref.toyama.lg.jp)

担当者 横田、中島